

内容	質問	チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
一 般	印鑑登録をしていましたか?	<input type="checkbox"/>	印鑑登録は住所地で管理しますので、転出すると印鑑登録は自動的に抹消されます。必要な方は新住所地で登録をしてください。 ※抹消された登録証は返却するか、廃棄してください。	本庁：市民課 各支所：市民福祉課		
	住基カードをお持ちですか?	<input type="checkbox"/>	カードは新住所地で継続利用が可能です。新住所地にカードをお持ちの上、転入届から90日以内に手続をしてください。 ※条件によって継続利用できない場合があります。※継続利用しない場合でもカードは返却が必要です。一関市か、新住所地にお持ちください。 ※公的個人認証サービス利用者の方は、住所の変更に伴って自動的に電子証明書が失効されます。住基カードへの電子証明書の新規発行および更新の受付は平成27年末をもって終了しました。引き続き公的個人認証サービスの利用を希望する方は、個人番号(マイナンバー)カードの申請をご確認ください。	本庁：市民課 各支所：市民福祉課		
	個人番号(マイナンバー)カードをお持ちですか?	<input type="checkbox"/>	継続利用を希望する方は、転入先で転入届出から90日以内に手続をしてください。 ※暗証番号(数字4桁)を入力していただきます。※条件によって継続利用できない場合があります。※継続利用しない場合も返納届が必要です。カードをお持ちください。 ※公的個人認証サービス利用者の方は、住所の変更に伴って自動的に署名用電子証明書が失効しますので、必要な方は転入先で再発行申請を行ってください。	本庁：市民課 各支所：市民福祉課		・個人番号カード
	個人番号(マイナンバー)カードを申請中ですか?	<input type="checkbox"/>	申請中のまま転出すると申請は無効になります。新しい住所地の役所で改めて申請してください。	本庁：市民課 各支所：市民福祉課		
	犬を飼っていますか?	<input type="checkbox"/>	当市での手続きはありませんが、転出先の市区町村で住所変更の手続きが必要です。 一関市で交付した鑑札を転出先の市区町村へ提出し、手続きの方法を確認してください。 ※マイクロチップを装着し、環境省のデータベースに登録済の犬は、環境省データベースに住所の変更登録をあわせて行ってください。	本庁：生活環境課 各支所：市民福祉課	所有者 本人	・犬の鑑札
	市営住宅から転出しますか?	<input type="checkbox"/>	市営住宅から転出する場合は、異動届が必要です。また、転出者が名義人で、他の同居者が引き続き入居しようとする場合は、入居承継承認申請が必要です。	本庁：都市整備課 各支所：産業建設課	本人 代理人	・住民票の除票または転出証明書の写し
	軽自動車(125cc以上の二輪車・軽四輪車等)をお持ちですか?	<input type="checkbox"/>	軽自動車は生活の本拠地としている市町村で登録することとされています。 新住所地の軽自動車検査協会等を通じて住所変更等の手続きをしてください。	(最寄りの軽自動車検査協会)		
	原付・小型特殊自動車をお持ちですか?	<input type="checkbox"/>	当市での登録を抹消(廃車)し、新住所地で登録してください。	本庁：市民税課 各支所：市民福祉課		・印鑑 ・標識交付証明書 ・ナンバープレート
	水道の手続きはしましたか?	<input type="checkbox"/>	水道の使用を中止する日の3営業日前までに使用中止の手続きをしてください。 ※電話でも手続き可能です。	本庁：水道お客様センター 千厩支所：水道お客様センター千厩	本人 代理人	
	転出される方は、市・県民税が課税されましたか?	<input type="checkbox"/>	手続きはありませんが、市・県民税は毎年1月1日現在に住所がある方に対して、その住所地の市町村が課税します。残りの納期分についても納付が必要となります。 (国外転出の場合)書類の受領や納付ができなくなる方は、納税管理人を設定していただきます。	本庁：市民税課 各支所：市民福祉課		

→裏に続く

内容	質問	チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
一般	FMあずも専用ラジオをお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	ラジオは市民の方へお貸ししているものです。全世帯転出する際には、市民課または支所市民福祉課へ返却をお願いします。	本庁：政策企画課 各支所：地域振興課	本人 代理人	・市が貸与しているFMあずも専用ラジオ
	(選挙権のある方で)国外へ転出しますか？	<input type="checkbox"/>	海外で国政選挙に投票するための在外選挙人名簿への登録申請を、出国前に行うことができます。 ※出国後に在外公館(大使館・総領事館等)で登録申請することもできます。	本庁：選挙管理委員会 事務局		出国時申請を希望される方は事前にお問い合わせください。 (21-2111 内線8680)
医療保険・年金・医療費助成	現在国民健康保険加入者ですか？	<input type="checkbox"/>	国民健康保険証等の返却が必要です。 ※転出日以降に保険証を使用されますと、後日医療費を返還していただくことになります。 ※転出先が施設(住所地特例対象施設)の場合は、一関市の保険が継続されるため、申請が必要です。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の 家族	・マイナンバー(届出人、加入者) ・保険証等 ・申請者の本人確認資料(顔写真付のもの1点または顔写真なしのもの2点)
			※転出に伴い、国保税が再計算されます。届出日の翌月に税額変更通知が送付されます。変更通知が届く前に到来する納期分については、納付が必要となります。国保税の期別税額は、1か月分の税額ではないため、転出された月以降にも納税が必要な場合があります。	本庁：市民税課 各支所：市民福祉課		
	(国保の方で)進学目的の転出ですか？	<input type="checkbox"/>	進学目的の転出の場合、住所が変わっても一関市の国民健康保険を継続することができますが、申請が必要です。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の 家族	・保険証 ・在学証明書又は合格通知書(入学前のみ) ・マイナンバー(世帯主・学生本人) ・申請者の本人確認資料(顔写真付のもの1点または顔写真なしのもの2点)
	後期高齢者医療制度の加入者はいますか？	<input type="checkbox"/>	保険証は新住所地で新たに交付されますので、ご返却ください。 ※県外へ転出される方には「負担区分証明書」を交付します。また、該当者には「被扶養者・障害・特定疾病証明書」を交付します。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の 家族	・後期高齢者医療保険被保険者証 ・申請者の本人確認資料(顔写真付のもの1点または顔写真なしのもの2点)
	(国民年金加入者で)国外へ転出しますか？	<input type="checkbox"/>	国外転出により、日本国内に住所がなくなるため、国民年金加入の義務がなくなりますが、希望により任意で加入継続をすることもできます。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の 家族	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・マイナンバー ・申請者の本人確認資料(顔写真付のもの1点または顔写真なしのもの2点)
	医療費助成を受けていますか？	<input type="checkbox"/>	乳幼児・小中学生高校生等・妊産婦・重度心身障害者・ひとり親家庭の各種医療費助成の該当者は資格喪失届を提出し、受給者証の返却が必要です。 ※転出先で医療費助成制度を申請する際に所得課税証明書が必要となる場合がありますので、転出先の自治体にお問い合わせください。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の 家族	・医療費受給者証 ・振込口座がわかるもの(支給口座変更の場合のみ) ・マイナンバー(受給者・申請者) ・申請者の本人確認資料(顔写真付のもの1点または顔写真なしのもの2点)
	農業者年金に加入又は農業者年金を受給していますか？	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きが必要です。	農業委員会事務局 (川崎農村環境改善センター内) ※手続きの窓口は最寄りのJA支店になります。	本人 代理人	
福祉	酸素濃縮器を使用し、電気料金の一部助成を受けていますか？	<input type="checkbox"/>	転出に伴う手続きが必要です。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課		・印鑑
	自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	支給者資格喪失届が必要です。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課または東部・北部健康推進室		・受給者証 ・マイナンバー

→次のページへ

内容	質問	回答	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
福祉	障害福祉サービス受給者証をお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	個々に手続きが異なりますので、お問い合わせください。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課		
	緊急通報システム端末機が貸与されていますか？	<input type="checkbox"/>	対象者が転出する場合、返却手続きが必要です。	本庁：長寿社会課 各支所：市民福祉課		
	介護手当または介護用品を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	転出に伴う喪失手続きが必要です。	本庁：長寿社会課 各支所：市民福祉課		
介護	要介護認定を受けている方が転出しますか？	<input type="checkbox"/>	現在の要介護認定を新住所地でも適用できます。受給資格証明書を交付しますので、新住所地に提出してください。 なお、平泉町を除く市外の介護保険施設（住所地特例対象施設）に入所する場合には、住所地特例適用届が必要です。	本庁：長寿社会課 各支所：市民福祉課		・介護保険被保険者証
子ども関係	中学3年生までの子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	児童手当消滅届が必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		
	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していますか？	<input type="checkbox"/>	住所変更届が必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		・(特別)児童扶養手当証書 ・マイナンバー
	児童手当・(特別)児童扶養手当受給者と、児童の住所は別になりますか？	<input type="checkbox"/>	児童が転出する場合は別居監護申立書の提出が必要です。 転出する児童を監護しなくなる場合は喪失届の提出が必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		・(特別)児童扶養手当証書
	保育園、こども園に通っている子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	退園届が必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課	保護者	・支給認定証
	小・中学校に通っている子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	就学していた学校と教育委員会への学齢児童生徒異動届の提出が必要です。	学校教育課 (花泉支所) 児童保育課 (一関保健センター) 各支所：地域振興課		・印鑑

転出された方は、該当する箇所の手続きがあります。詳しくは各担当部署にお問い合わせください。
このチェックシートはご本人の確認用ですので、提出は不要です。

本庁	竹山町7番2号	電話0191-21-2111	室根支所	室根町折壁字八幡沖345番地	電話0191-64-2111
花泉支所	花泉町涌津字一ノ町29番地	電話0191-82-2211	川崎支所	川崎町薄衣字諏訪前137番地	電話0191-43-2114
大東支所	大東町大原字川内41番地2	電話0191-72-2111	藤沢支所	藤沢町藤沢字町裏187番地	電話0191-63-2111
千厩支所	千厩町千厩字北方174番地	電話0191-53-2111	一関保健センター	山目字前田13番地1	電話0191-21-2160
東山支所	東山町長坂字西本町105番地1	電話0191-47-2111	農業委員会事務局	川崎町薄衣字諏訪前137番地	電話0191-43-3606
一関市教育委員会学校教育課	花泉町涌津字一ノ町29番地	電話0191-82-2239			